



「まちづくり市民会議
基本計画見直し検討部会」が提言書を提出

山陽小野田市の運営指針となる基本計画は、平成20年度から平成29年度までの10年間の計画期間としていますが、中間年度に見直しを行うこととしています。そこで、見直しに際して幅広い市民の声を反映させるため、市民公募の委員で構成する「まちづくり市民会議・基本計画見直し検討部会」を設置し、昨年11月から1月までに計5回の会議を開催しました。



会議では、各委員が基本計画の見直しに関して細かなところまで意見を出し合い、どのようにして住みよいまちを創り、人口を定住させるかについて熱心に話し合いました。

会議の成果は「提言書」として取りまとめられ、2月5日、岩佐謙三座長から市長に手渡されました。



▲提言書を手渡す岩佐座長

この提言書は、1月末まで募集したパブリックコメントと合わせて、基本計画見直しのための貴重な資料となります。

提言書は、市ホームページおよび生活安全課で閲覧できます。

〈問い合わせ先〉生活安全課 (☎ 82・1133)



平成25年度
市民交通災害共済

幅広い交通事故に適用され、わずかな掛金で交通事故に遭われた方に対して共済金を支給する制度です。

◎対象 市内在住または在職の人とその家族（学生は市外在住も可）

◎保障額

死亡	交通事故死亡	1,000,000円
入院	1日につき (180日を限度)	1,200円
	10日以内	7,000円
通院	11日～20日	9,000円
	21日～30日	12,000円
	31日から10日増すごとに 5,000円を加算 最高91日以上で47,000円	

◎掛金 1人につき年額600円で1人1口に限ります。(途中加入の場合は月額50円の月割り)

◎共済期間

4月1日～平成26年3月31日
(途中加入の場合、申込日の翌日～平成26年3月31日)

◎申込先

生活安全課、山陽総合事務所地域活性化室、南支所、埴生支所、公園通出張所、厚陽出張所

◎申込方法

申込書に必要事項を記入し、掛金を添えて提出してください。

■給付対象期間は

共済期間中の交通事故で共済期間内についてのみ給付対象となります。したがって、入院・通院が契約更新日(新年度)にまたがる場合は、必ず継続加入申込みをしてください。

〈問い合わせ先〉生活安全課 (☎ 82・1133)